

教員 各位

例外科目の対応に関するお願い

危機対策本部

11月19日から非対面授業へと移行しましたが、例外科目については対面授業が継続されることは周知のとおりです。

この対応は、11月に入ってからの感染症拡大の状況を受け、本学の危機管理指針がレベル3に変更されたことにもなう措置です。その後、札幌を中心に北海道の感染者はさらに増加し、ご案内のとおり札幌市においては北海道独自の警戒ステージ4相当とされました。具体的には、札幌市を対象に感染リスクが回避できない場合の不要不急の外出や、往来自粛等が要請されています。

こうした状況から、例外科目で通学する学生の中には、通学や大学で過ごすことなどに抱いている心配や不安がより一層大きくなっている者がいることが推察されます。一方で、社会経済活動全般が止められている状況ではないため、例外科目を対面で実施するという前提は変えずに、授業内容や科目担当者の工夫等によって、下記のような対応が可能であれば検討をお願いしたいと思います。

記

1. 例外科目の非対面での実施について

①非対面授業への変更についての検討

変更する場合は、教務課に報告してください。

②対面授業を継続することを前提としつつ、一部非対面授業に変更することについての検討
シラバスに反映し、学生にも説明してください。また、教務課にも報告してください。

2. 通学や授業での感染に対する不安を感じている学生への対応

①相談があれば学生の意向や不安等を受容し適切に対応する

②対面授業として継続していく場合、その理由や必要性について改めて説明する

③担当する対面授業における感染防止対策や配慮等（発話場面はできる限り少なくする、話し合いの場面での距離の確保やパーテーションの活用等）について説明する

④上記の説明をしたうえで通学できない旨の申し出があった場合は、直ちに欠席とはせず授業内容を保障する（補講、Glexa、Zoomの活用、道具等の送付等）。

⑤通学できない学生が増加した場合、改めて非対面授業について検討する

以上の段階的な対応は、学生の考えかたや不安等も一律ではなく、例外科目の授業方法も相違があるため、画一的な対応ができないためです。

以上